独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書

制定　平成16年４月１日
改正　平成20年４月１日
改正　平成22年４月１日
改正　平成23年４月１日
改正　平成26年３月25日
改正　平成27年４月１日
改正　平成28年３月30日
改正　令和３年５月31日
改正　令和３年12月１日
改正　令和６年３月25日
改正　令和８年10月14日

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　業務の種類（第４条）
第３章　施設の設置及び運営の基準
第１節　労災病院（第５条―第12条）
第２節　労災疾病研究センター及び治療就労両立支援センター（第13条―第18条）
第３節　医療リハビリテーションセンター（第19条―第22条）
第４節　総合せき損センター（第23条―第26条）
第５節　産業保健総合支援センター（第27条・第28条）
第６節　労働安全衛生総合研究所（第29条―第33条）
第７節　削除
第８節　納骨堂（第35条・第36条）
第４章　未払賃金の立替払（第37条―第45条）
第４章の２　特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払（第45条の２－第45条の７）
第５章　厚生労働大臣の指示による業務に関する事項（第46条）
第６章　附帯業務（第47条）
第７章　業務の受託及び委託の基準（第48条―第54条）
第８章　競争入札その他契約に関する基本的事項（第55条・第56条）
第９章　業務の成果の普及等の方法（第57条―第61条）
第10章　施設等の貸与（第62条）
第11章　業務運営に関する事項の公表の方法（第63条）
第12章　役員（監事を除く）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（第64条―第80条）
第13章　補則（第81条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第１項及び独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年厚生労働省令第56号）第１条の４の規定に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務の執行）

第２条　機構の業務は、通則法及び独立行政法人労働者健康安全機構法（平成14年法律第171号。以下「機構法」という。）並びに関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

（業務運営の基本方針）
第３条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画（当該計画を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた中期計画とする。）によるほか、通則法及び機構法並びに関係法令に定めるところにより、業務の適正かつ効率的な運営を期するとともに、その透明性の確保に努め、職場における労働者の安全及び健康の確保を図ること並びに労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第２章　業務の種類

（業務の種類）
第４条　機構は、機構法第12条第１項の規定に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
（１）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第29条第１項第１号に規定する療養に関する施設として、労災病院（看護専門学校を含む。）、労災疾病研究センター、治療就労両立支援センター、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの設置及び運営
（２）労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設として、産業保健総合支援センターの設置及び運営
（３）事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うための施設として、労働安全衛生総合研究所の設置及び運営
（４）削除
（５）第３号に掲げる調査及び研究に係る成果の普及
（６）賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第３章に規定する事業（同法第８条に規定する業務を除く。）の実施
（７）労災保険法第29条第１項第１号に規定する被災労働者（以下「被災労働者」という。）に係る納骨堂の設置及び運営
（８）特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和３年法律第74号。以下「特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給法」という。）第３条第１項の給付金の支払及び特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給法第９条第１項の追加給付金（第４章の２において「給付金等」という。）の支払
（９）前各号に掲げる業務に附帯する業務
２　機構は、前項に規定する業務のほか、機構法第12条第２項の規定に基づき、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第96条の２第１項に規定する調査及び同条第２項に規定する立入検査を行うものとする。
３　機構は、前２項に規定する業務のほか、機構法第12条第３項の規定に基づき、業務の遂行に支障のない範囲内で、行政官庁の委託を受けて、労災保険法第７条第１項の保険給付に関する決定に必要な検診を行うものとする。

第３章　施設の設置及び運営の基準

第１節　労災病院

（労災病院の業務）
第５条　労災病院においては、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
（１）労災保険法第３条第１項の適用事業の事業主（以下「事業主」という。）に使用される労働者であって被災労働者であるものに対する一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供
（２）労働基準監督署長の委託を受けて行う労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査（第20条及び第24条において「認定検査」という。）
（３）労働者であって労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条に規定する有害な業務又はじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第６号）第２条に規定する粉じん作業に従事するもの及び労働安全衛生法第67条第１項の規定により健康管理手帳の交付を受けた者に対する健康診断
（４）健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する診療
（労災病院の設置）
第６条　労災病院を設置するに当たっては、特に当該地域における、被災労働者の状況、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病の状況、各種医療機関の設置の状況等を考慮しなければならない。
（設置の場所の選定）
第７条　労災病院の設置の場所を選定するに当たっては、特に当該地域における、各種医療機関の分布の状況、都市計画の状況、労働者及びその家族の利用の便等を考慮し、労災病院の建設に適した土地を選定するものとする。
（診療科の整備）
第８条　労災病院の診療科の設置に当たっては、産業活動に伴い労働災害が発生している

疾病、産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等労災疾病に係る高度・専門的な医療を行う上で必要な科を整備するとともに、病院としての総合的機能を確保しうるよう十分考慮しなければならない。

（診療の取扱い）

第９条　労災病院における患者の診療に当たっては、被災労働者であること等の患者の立場を十分に考慮して、懇切丁寧に、かつ、迅速公正な診療を行い、患者が速やかに社会に復帰できるよう努めなければならない。

（診療の費用）

第10条　労災病院の診療の費用は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に定めるところに準拠して算定した額とする。ただし、同告示に定めのない費用及び同告示に定めるところにより難い労災病院としての特殊の診療の費用は、診療原価等を勘案して算定した額とする。

（労災病院の拡充）

第11条　既設の労災病院の病床の増加、診療科の増加、診療施設その他の施設の整備拡充等は、その整備拡充の必要度、当該労災病院の業務運営状況及び収支状況、機構の経理状況等を勘案して行うものとする。

（看護専門学校）

第12条　労災病院に勤務する看護師を確保し、養成するため必要があるときは、労災病院の位置、敷地、人員及び設備の状況等を考慮して適当な労災病院に、その附属施設として看護専門学校を設置するものとする。

２　前項の看護専門学校の規模、設備、教育内容、教授時間数等については、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省令第１号）に定めるところに従い、かつ、労災病院の特殊性を十分考慮するものとする。

第２節　労災疾病研究センター及び治療就労両立支援センター

（労災疾病研究センターの業務）

第13条　労災疾病研究センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（１）労災疾病に係る高度・専門的医療やモデル医療の研究・開発、実践、検証及び普及に関すること。

（２）職場における勤労者の健康確保に効果的な予防手法やその効果の評価手法の研究・開発、普及に関すること。

（労災疾病研究センターの設置）

第14条　労災疾病研究センターを設置するに当たっては、特に当該地域における労災疾病の状況、医療機関の設置状況等を考慮しなければならない。

（治療就労両立支援センターの業務）

第15条　治療就労両立支援センターにおいては、労働者の健康確保並びに傷病による休業等からの職業復帰及び治療と就労の両立に資するため、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報の収集及び調査研究、作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止並びに傷病による休業等からの職業復帰及び治療と就労の両立に関する相談及び指導等に係る事例の収集・集積その他の情報の収集及び調査研究を行うものとする。

２　前項に規定するほか、治療就労両立支援センターにおいては、医療従事者等に対する前項の業務により得られた情報等の提供及び他の医療機関等と連携して実施する医療従事者等に対する支援を行うものとする。

（治療就労両立支援センターの設置）

第16条　治療就労両立支援センターを設置するに当たっては、特に当該地域における労働者の作業関連疾患等の状況、医療機関の設置状況等を考慮しなければならない。

（健康相談及び指導の費用）

第17条　治療就労両立支援センターの健康相談及び指導の費用は、その原価等を考慮して定めるものとする。

（勤労者医療の中核的役割の推進）

第18条　勤労者医療の中核的役割の推進を図るため、労災疾病研究センターにおける臨床研究機能、治療就労両立支援センターにおける予防活動機能及び復職・両立支援機能等を集約し、勤労者医療総合センターと称して各機能を組織的・計画的に運営する。

第３節　医療リハビリテーションセンター

（医療リハビリテーションセンターの業務）

第19条　医療リハビリテーションセンターにおいては、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（１）被災労働者のうちリハビリテーションの対象者（リハビリテーションにより社会復帰が可能であると認められる者をいう。以下この節において同じ。）に対する総合的な診療及びリハビリテーション

（２）労働基準監督署長の委託を受けて行う認定検査

（３）リハビリテーション医学の臨床的研究、身体機能のリハビリテーション工学的研究等リハビリテーション対象者の社会復帰に関する研究
（４）健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する総合的な診療及びリハビリテーション
（診療及びリハビリテーションの取扱い）
第20条　医療リハビリテーションセンターにおける患者の診療及びリハビリテーションに当たっては、リハビリテーション対象者であること等の患者の立場を十分に考慮して、懇切丁寧、かつ、迅速公正な診療及びリハビリテーションを行い、患者が速やかに社会に復帰できるよう努めなければならない。
（診療科の整備）
第21条　医療リハビリテーションセンターの診療科の設置に当たっては、内科、外科、整形外科、リハビリテーション科を中心として、リハビリテーション対象者の診療及びリハビリテーションに必要な科を整備するものとする。
（診療の費用）
第22条　医療リハビリテーションセンターの診療の費用は、診療報酬の算定方法に定めるところに準拠して算定した額とする。ただし、同告示に定めのない費用及び同告示に定めるところにより難い医療リハビリテーションセンターとしての特殊の診療の費用は、診療原価等を勘案して算定した額とする。

第４節　総合せき損センター

（総合せき損センターの業務）
第23条　総合せき損センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
（１）労働者であって業務災害又は通勤災害によるせき髄損傷者等（外傷性せき髄障害を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者をいう。以下この節において同じ。）に対する総合的な診療及びリハビリテーション
（２）せき髄損傷者等に関するリハビリテーション医学の臨床的研究、日常生活用具の開発研究等せき髄損傷者等の社会復帰に関する研究
（３）労働基準監督署長の委託を受けて行う認定検査
（４）健康保険その他の社会保険及び社会保障関係のせき髄損傷者等に対する総合的な診療及びリハビリテーション
（診療及びリハビリテーションの取扱い）
第24条　総合せき損センターにおける患者の診療及びリハビリテーションに当たっては、せき髄損傷者等であること等の患者の立場を十分に考慮して、懇切丁寧、かつ、迅速公正な診療及びリハビリテーションを行い、患者が速やかに社会に復帰できるよう努めなければならない。
（診療科の整備）
第25条　総合せき損センターの診療科の設置に当たっては、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、リハビリテーション科を中心として、せき髄損傷者等の診療及びリハビリテーションに必要な科を整備するものとする。
（診療の費用）
第26条　総合せき損センターの診療の費用は、診療報酬の算定方法に定めるところに準拠して算定した額とする。ただし、同告示に定めのない費用及び同告示に定めるところにより難い総合せき損センターとしての特殊の診療の費用は、診療原価等を勘案して算定した額とする。

第５節　産業保健総合支援センター

（産業保健総合支援センターの業務）
第27条　産業保健総合支援センターにおいては、労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する事項に係る業務（以下「産業保健業務」という。）についての知識及び技能に関し、事業主、産業医その他の産業保健業務を行う者に対して次の各号に掲げる業務を行うものとする。
（１）産業保健業務に関し必要な研修及び同種の研修を実施する団体に対する支援
（２）産業保健業務に関する情報の収集及び整理並びに調査研究並びにこれらの情報の提供
（３）産業保健業務に関する相談その他の援助
（４）産業医の選任義務のない事業主に対する産業保健業務に関する相談、情報の提供その他の援助
（５）産業保健業務に関する広報及び啓発
（産業保健総合支援センターの設置）
第28条　産業保健総合支援センターを設置するに当たっては、特に当該地域における労働者の健康障害の状況、産業保健業務を行う者の数等を考慮しなければならない。

第６節　労働安全衛生総合研究所

（労働安全衛生総合研究所の業務）
第29条　労働安全衛生総合研究所においては、第４条第１項第３号及び同条第２項に規定する業務を行うものとし、業務の実施に関し必要な事項はこの節の定めるところによる。
（共同研究等）
第30条　労働安全衛生総合研究所は、他の者と共同して行う調査研究等（以下「共同研究等」という。）を実施することができる。
２　共同研究等は、機構法第12条第１項第３号及び第４号に掲げる業務の範囲内において行うものとする。
（共同研究等の契約）
第31条　労働安全衛生総合研究所は、共同研究等を行おうとするときは、その相手方と共同研究等に関する契約を締結する。
（契約の事項）
第32条　前条の契約においては、次の事項を定めるものとする。
（１）共同研究等の目的
（２）共同研究等の実施の方法
（３）共同研究等の実施に係る経費
（４）知的財産権の取扱い
（５）その他必要な事項（国内外の研究機関、大学等との連携活動）
（連携及び協力）
第33条　労働安全衛生総合研究所は国内外の研究機関、大学等と連携して、調査研究等のための協力を積極的に実施し、研究機関等との間に必要な取決め等を締結することができる。
第７節　削除
第34条　削除
第８節　納骨堂
（納骨堂の業務）
第35条　納骨堂においては、労働者であって業務災害又は通勤災害により死亡したものの遺骨を無料で収蔵し、当該死亡労働者の遺族の援助に資するものとする。
２　納骨堂においては、前項の業務に支障のない範囲内において、同項に定める者以外の労働者等の遺骨を収蔵することができるものとする。
（使用料）
第36条　前条第２項の場合における納骨堂使用料は、遺骨の収蔵に要する費用等を考慮して定めるものとする。
第４章　未払賃金の立替払
（立替払の実施）
第37条　立替払を受けることができる者、立替払賃金の額、立替払賃金の請求手続その他立替払の実施に関し必要な事項は、賃金の支払の確保等に関する法律、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号）及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）の定めるところによるほか、この章の定めるところによる。
（代位の承諾）
第38条　削除
（立替払賃金の支給に関する処分）
第39条　機構は、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第17条第１項の請求書の提出を受けたときは、当該請求書に添付させた同規則第12条第１号の裁判所等の証明書又は同規則第15条の通知書により当該請求書を審査の上立替払賃金の支給に関する処分を行うものとする。
（弁済の充当）
第40条　立替払の充当の順位は、退職手当及び定期賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第２項本文の賃金をいう。以下この条において同じ。）の順序とする。この場合において、退職手当又は定期賃金に弁済期が異なるものがあるときは、それぞれ弁済期が到来した順序に従い充当するものとする。
（立替払賃金の支給に関する処分の通知）
第41条　機構は、立替払賃金の支給に関する処分を行ったときは、遅滞なく、別に定めるところによりその内容を明らかにした通知書を当該立替払を受けようとする者（以下この章において「請求者」という。）に交付するものとする。
（立替払の方法）
第42条　機構は、請求者が賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第17条第１項第７号の者である場合には、当該請求者が希望する金融機関の預金又は貯金への振込みの方法

により立替払を行うものとする。
２　機構は、請求者が賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第17条第１項第７号の者以外の者である場合には、現金書留の送付の方法により立替払を行うものとする。
（求償）
第43条　機構は、立替払を行ったときは、当該立替払賃金について、当該立替払を受けた者に代位し、当該立替払に係る事業主に対して求償するものとする。
（管理事務の停止）
第44条　機構は、前条の規定による立替払賃金に係る債権（以下この章において「賃金債権」という。）であって求償後相当の期間を経過してもなお支払われていないものについては、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、以後保全及び取立てに関する事務を行うことを要しないものとして整理することができる。
（１）事業主が賃金の支払の確保等に関する法律施行令第２条第１項第４号に掲げる事由に該当していること。
（２）事業主の所在が不明であること。
（３）賃金債権の額が取立てに要する費用と比べて著しく低いと認められること。
２　機構は、前項の措置をとった後事情の変更等によりその措置を維持することが不適当となったことを知ったときは、直ちにその措置を取りやめるものとする。
（債権のみなし消滅による整理）
第45条　機構は、賃金債権については、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、当該賃金債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとする。
（１）当該賃金債権について消滅時効が完成し、かつ、事業主がその援用をする見込みがあること。
（２）法人である事業主の清算が結了したこと。
（３）事業主が死亡し、その債務について限定承認があった場合において弁済を受けることができる当該賃金債権の額が取立てに要する費用と比べて著しく低いと認められること。
（４）破産法（平成16年法律第75号）第253条、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条その他の法令の規定により事業主が当該賃金債権につきその責任を免れたこと。

第４章の２　特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払

（給付金等の支払）
第45条の２　給付金等の支払に関し必要な事項は、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給法及び関係法令によるほか、この章の定めるところによる。
（支払対象者に関する情報の受領）
第45条の３　機構は、厚生労働省から給付金等の支払対象者（以下「支払対象者」という。）に関する認定の通知書等を受領したときは、給付金等の支払及び支払の通知を行うために必要な事項が記載されていることを確認する。
（支払の方法）
第45条の４　機構は、前条に規定する認定の通知書等を受領したときは、当該支払対象者に対する給付金等の支払を、支払対象者が希望する金融機関の預金又は貯金への振込みの方法により行うものとする。
（支払の通知）
第45条の５　機構は、給付金等を支払ったときは、支払対象者に支払通知書を交付する。
（給付金等の支払に関する記録）
第45条の６　機構は、支払対象者ごとに、別に定めるところにより給付金等の支払に関する事項を記録する。
（給付金等の支払状況等の報告）
第45条の７　機構は、厚生労働省に対して、別に定めるところにより給付金等の支払状況等を報告する。

第５章　厚生労働大臣の指示による業務に関する事項

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）
第46条　機構は、厚生労働大臣から機構法第16条の規定に基づき、機構法第12条第１項第１号又は第２号に掲げる業務について必要な措置をとることにつき求めがあったときには、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。

第６章　附帯業務

（附帯業務）
第47条　機構は、機構法第12条第１項第９号の業務として、同項第１号から第８号までに

掲げる業務に関する広報、調査その他の業務に附帯する業務並びに同項第１号、第２号、第６号及び第７号に掲げる業務の成果の普及に関する業務を行うものとする。

第７章　業務の受託及び委託の基準

（業務の受託）

第48条　機構は、国、地方公共団体、労働災害防止団体、公益法人その他の団体等及び営利法人の業務を受託できるものとする。

２　前項の受託は、機構法第12条及び機構法附則第３条に掲げる業務に支障のない範囲内において行うものとする。

（受託契約）

第49条　機構は、前条の定めるところにより、業務を受託しようとするときは、当該業務を委託しようとする者と業務の受託に関する契約を締結するものとする。

２　前項の契約においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

（１）受託する業務の目的

（２）受託する業務の実施の方法

（３）受託する業務の実施に係る経費

（４）知的財産権の取扱い

（５）その他必要な事項

（業務受託料）

第50条　業務の受託料の額は、当該業務の実施に要する経費の額を考慮して定めるものとする。

（業務の委託）

第51条　機構は、機構法第14条及び機構法附則第４条に規定するもののほか、業務の効率的実施のため、その業務の一部を当該業務を的確に行う能力を有する者に委託することができる。

（委託契約）

第52条　機構は、前条の定めるところにより、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

２　前項の契約においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

（１）委託の目的

（２）委託の実施の方法

（３）委託に係る経費

（４）その他必要な事項

（業務委託料）

第53条　業務の委託料の額は、受託者と協議して定めるものとする。

（共同研究等における特例）

第54条　機構は、前３条の規定にかかわらず、統括機関として全部を受託した共同研究等であって、受託に係る契約上、他の者に委託することが予定されているものについては、当該共同研究等の業務を委託することができるものとする。この場合において、委託に関する契約については、第31条及び第32条の例による。

第８章　競争入札その他契約に関する基本的事項

（競争入札その他契約に関する基本的事項）

第55条　機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告をして申込みさせることにより競争に付すものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

２　政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）（平成26年条約第４号）その他の国際約束の対象となる契約については、機構が定めた調達手続によるものとする。

（会計規程への委任）

第56条　この章に定めるもののほか、入札保証金その他の機構が行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条に規定する規程で定める。

第９章　業務の成果の普及等の方法

（成果の普及）

第57条　機構は、次の各号に掲げる方法により、業務の成果の普及を図るものとする。

（１）業務の成果を機構ホームページに掲載して、提供すること。

（２）業務の成果に関する報告書等を作成し、これを提供すること。

（３）業務の成果の蓄積に基づき、労災指定医療機関の医師、産業医等に対する講習会等を行うこと。

（４）業務の成果に関する発表会を定期的に開催すること。

（５）調査研究の成果に関する技術指導を行うこと。

（６）その他事例に応じて最も適当と認められる方法によること。
２　機構は、前項の業務を行うときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。
（労働者の健康に重大な影響を与える情報の報告）
第58条　機構は、療養施設等の業務の過程において労働者の健康に重大な影響を与える情報を得た場合、速やかに厚生労働省へ報告するものとする。
（主務大臣への技術的意見の具申）
第59条　機構は、その業務の遂行によって得られた成果を労働災害の防止に関する行政施策の立案に資するため、厚生労働大臣に対し、新たに講ずべき労働災害防止対策等について、技術的意見を具申することができる。
（国等への協力）
第60条　機構は、国、地方公共団体、労働災害防止団体、公益法人その他の団体等及び営利法人の求めに応じ、当該団体等の設置する委員会等に機構の役職員を参画させることができる。
２　機構は、労働安全衛生行政の推進や労災認定の基準の策定に寄与するものとする。
（知的財産権の確立等）
第61条　機構は、調査研究等から得られた知的財産権の実施を許諾し、又は譲渡すること等により、研究成果の普及を効果的に推進する。
２　機構は、前項の業務を実施するために、次の事項を定めなければならない。
（１）知的財産権の実施を許諾するための基準
（２）知的財産権の譲渡をするための基準
（３）その他必要な事項
３　機構は、第１項の業務を他に実施させるときは、適正な対価を徴収することができる。

第10章　施設等の貸与

（施設等の貸与）
第62条　機構は、その業務の実施に支障がない範囲において、別に定めるところにより、機構の施設・設備の一部を他の者に貸与することができるものとする。
２　前項の貸与を実施するときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

第11章　業務運営に関する事項の公表の方法

（業務の公表）
第63条　機構は、別に定めるところにより、機構の業務運営に関する重要な事項について、官報への公告、機構ホームページへの掲載その他当該事項の性質により適当と認められる方法により公表するものとする。

第12章　役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

（内部統制に関する基本方針）
第64条　機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。
（法人運営に関する基本的事項）
第65条　機構は、法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。
２　機構は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。
（役員会の設置及び役員の分掌に関する事項）
第66条　機構は、役員会の設置及び役員の分掌に関する規程を整備するものとし、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
（１）理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
（２）理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
（３）理事の事務分掌明示による責任の明確化
（４）本部・施設等会議の開催
（中期計画等の策定及び評価に関する事項）
第67条　機構は、中期計画等の策定及び評価に関する規程を整備するものとし、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
（１）中期計画等の策定過程の整備
（２）中期計画等の進捗管理体制の整備
（３）中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
（４）中期計画等の進捗状況のモニタリング

（５）部門の業務手順の作成
（６）評価活動の適切な運営に関する以下の事項
　ア　業務手順に沿った運営の確保
　イ　業務手順に沿わない業務執行の把握
　ウ　恣意的とならない業務実績評価
（７）第４号に規定するモニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成
（内部統制の推進に関する事項）
第68条　機構は、内部統制の推進に関する規程を整備するものとし、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
（１）役員を構成員とする内部統制委員会等の設置
（２）内部統制を担当する役員の決定
（３）本部における内部統制推進部門の指定及び内部統制推進責任者の指定
（４）施設（第４条第１項第１号から第３号までに規定する施設をいう。）における内部統制推進責任者の指定
（５）内部統制を担当する役員に対する内部統制推進部門及び内部統制推進責任者からの報告の実施
（６）内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
（７）内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
（８）内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
（９）内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
（10）研修会の実施
（11）コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
（12）反社会的勢力への対応方針等
（リスク評価と対応に関する事項）
第69条　機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備するものとし、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
（１）リスク管理委員会の設置
（２）業務部門ごとの業務フローの認識及び明確化
（３）業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
（４）把握したリスクに関する評価
（５）リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
（６）保有施設の点検及び必要な補修等
（７）事故・災害等の緊急時に関する事項
　ア　防災業務計画及び事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
　イ　事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
　ウ　事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施
（情報システムの整備と利用に関する事項）
第70条　機構は、情報システムの整備及び利用に関する規程を整備するものとし、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。
（１）情報システムの整備に関する事項
　ア　業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
　イ　理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
　ウ　職員から役員に必要な情報が伝達される仕組み
（２）情報システムの利用に関する事項
　ア　業務システムを活用した効率的な業務運営
　イ　情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項
　（ア）法人が保有するデータの所在情報の明示
　（イ）データへのアクセス権の設定
　（ウ）データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築
（情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項）
第71条　機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備するものとし、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
（１）情報セキュリティの確保に関する事項
　ア　情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
　イ　情報漏えいの防止

（２）個人情報保護に関する事項
ア　個人情報保護に係る点検活動の実施
イ　「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」の遵守

（監事及び監事監査に関する事項）

第72条　機構は、監事及び監事監査に関する規程を整備するものとし、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

（１）監事に関する事項
ア　監事監査規程の整備に対する監事の関与
イ　理事長と常時意思疎通を確保する体制
ウ　補助者の独立性に関すること
エ　監事の権限の明確化
オ　理事長、監事及び会計監査人との会合の定期的な実施

（２）監事監査に関する事項
ア　監査への協力
イ　補助者への協力
ウ　監査結果に対する改善状況の報告
エ　監査報告の厚生労働大臣及び理事長への報告

（３）監事によるモニタリングに必要な以下の事項
ア　監事の役員会等重要な会議への出席
イ　業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
ウ　機構の財産の状況を調査できる仕組み
エ　監事と会計監査人との連携
オ　監事と内部監査担当部門との連携
カ　役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
キ　監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

（内部監査に関する事項）

第73条　機構は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

（内部通報・外部通報に関する事項）

第74条　機構は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとし、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

（１）内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
（２）内部通報者及び外部通報者の保護
（３）内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

（入札・契約に関する事項）

第75条　機構は、入札及び契約に関する規程を整備するものとし、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

（１）監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
（２）入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
（３）談合情報がある場合の緊急対応
（４）契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
（５）随意契約とすることが必要な場合の明確化

（予算の適正な配分に関する事項）

第76条　機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

（情報の適切な管理及び公開に関する事項）

第77条　機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のＷｅｂ等での公開に関する規程を整備するものとする。

（職員の人事・懲戒に関する事項）

第78条　機構は、職員（非常勤職員等を含む。）の人事管理方針に関する規程を整備するものとし、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

（１）業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
（２）職員の懲戒基準
（３）長期在籍者の存在把握

（研究開発業務及び調査研究業務に関する事項）

第79条　機構は、研究開発業務及び調査研究業務の評価並びにこれらの業務における不正防止に関する規程を整備するものとし、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

（１）研究開発業務及び調査研究業務の評価に関する事項

ア　研究統括部門における研究評価体制の確立

イ　研究予算の配分基準の明確化

（２）研究開発業務及び調査研究業務における不正防止に関する事項

ア　厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化

イ　研究費の適正経理

ウ　経費執行の内部けん制

エ　論文ねつ造等研究不正の防止

オ　研究内容の漏えい防止

カ　研究開発資金及び調査研究開発資金の管理状況把握

（役員等の損害賠償責任の免除）

第80条　機構は、役員又は会計監査人（「役員等」という。）が任務を怠ったときに機構に対して生じた損害を賠償する責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から機構の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として厚生労働大臣の承認を得て免除することができる。

第13章　補則

（実施に関する事項）

第81条　この業務方法書の規定の実施に関して必要な事項は、機構が別に定めるものとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この業務方法書は、通則法第28条第１項の規定により厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成16年４月１日から適用する。

（労働福祉事業団業務方法書の廃止）

第２条　労働福祉事業団業務方法書（昭和47年12月５日制定）は廃止する。

（労働福祉事業団業務方法書の廃止に伴う経過措置）

第３条　労働福祉事業団が機構法附則第10条の規定による廃止前の労働福祉事業団法（昭和32年法律第126号。以下「旧法」という。）第20条の規定による労働福祉事業団業務方法書（前条の規定による廃止前の労働福祉事業団業務方法書をいう。）の規定により行った処分、手続その他の行為は、この業務方法書中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（業務の特例）

第４条　機構は、機構法附則第３条の規定に基づき、当分の間、旧法第19条第１項第１号に規定する療養施設であって機構の成立前に厚生労働大臣が定めるものの移譲又は廃止の業務を行うものとする。

２　機構は、前項に規定するもののほか、平成18年３月31日までの間、機構法施行令附則第10条の規定による廃止前の労働福祉事業団法施行令（昭和32年政令第161号）第４条第５号に規定する休養施設及び同条第８号に規定する生活相談、宿泊又は教養文化のための設備その他福祉を増進するための設備を備えた施設の移譲又は廃止の業務を行うものとし、当該施設の移譲又は廃止するまでの間、当該施設の運営を行うものとする。

３　機構は、前２項に規定するもののほか、旧法第19条第１項第１号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収について、独立行政法人福祉医療機構から委託を受けた場合において、当該債権の回収業務が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うものとする。

４　機構は、前３項に規定するもののほか、旧法第19条第１項第２号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うものとする。

５　機構は前各項に規定する業務に附帯する業務を行うものとする。

第５条　機構は、機構法附則第４条第１項の規定により、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第３項及び第４項に規定する業務の一部を金融機関に委託することができるものとする。

第６条　機構は、附則第４条及び第５条に規定する業務のほか、業務災害又は通勤災害による重度の障害を有する者であって居宅において介護を受けるものの福祉の増進を図るために貸し付けられた資金及び業務災害又は通勤災害による重度のせき随損傷者、上肢

障害者又は下肢障害者の職業的自立を促進するため貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うものとする。

附　則　（平成20年４月１日）

（施行期日）

第１条　この変更は、平成20年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

第２条　施行日前に変更前の独立行政法人労働者健康福祉機構業務方法書第39条及び第40条の規定により産業保健活動助成金の支給を受けることとなった事業者であって、平成19年度及び平成20年度に産業保健活動助成金の支給を受けるものに対する産業保健活動助成金の支給（平成21年度までに限る。）については、なお従前の例による。

附　則　（平成22年４月１日）

第１条　この変更は、平成22年４月１日から施行する。

附　則　（平成23年４月１日）

第１条　この変更は、平成23年４月１日から施行する。

第２条　変更前の独立行政法人労働者健康福祉機構業務方法書第38条の規定に基づく助成金の支給であって、その支給事由が施行日前に生じたものについては、なお従前の例による。

附　則　（平成26年３月25日）

（施行期日）

第１条　この変更は、平成26年４月１日から施行する。ただし、第67条第２項の変更は、改正協定が日本国について効力を生じる日から施行する。

（国際約束の適用を受ける契約に関する経過措置）

第２条　第67条第２項の変更規定の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、なお従前の例による。

附　則　（平成27年４月１日）

（施行期日）

第１条　この変更は、平成27年４月１日から施行する。

附　則　（平成28年３月30日）

（施行期日）

第１条　この変更は、平成28年４月１日から施行する。

（独立行政法人労働安全衛生総合研究所業務方法書の廃止に伴う経過措置）

第２条　独立行政法人労働安全衛生総合研究所が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第１項の規定による独立行政法人労働安全衛生総合研究所業務方法書の規定により行った処分、手続その他の行為は、この業務方法書中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附　則　（令和３年５月31日）

（施行期日）

第１条　この変更は、令和３年５月31日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この変更は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和３年法律第74号）附則第１条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附　則　（令和６年４月１日）

（施行期日）

第１条　この変更は、令和６年４月１日から施行する。

附　則　（令和８年10月14日）

（施行期日）

第１条　この変更は、令和８年10月14日から施行する。